

秋田県公報

目 次

告 示

- 平成二十年度職業訓練指導員試験の実施(三七一・雇用労働政策課)……………1
- 土地収用法による事業の認定(三七二・建設管理課)……………4
- 道路区域の変更及び供用開始(三七三・道路課)……………5
- 農地保有合理化事業規程の変更の承認(三七四・雄勝地域振興局農林部)……………5
- 公有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課)……………6
- 選挙管理委員会告示
 - 政治団体の設立の届出(六八)……………7
 - 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(六九)……………7
 - 政治団体の解散の届出(七〇)……………8
 - 政治団体の収支に関する報告書(七一)……………8
- 公安委員会規則
 - 秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(八・交通企画課)……………9

告 示

秋田県告示第三百七十一号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条第一項の規定により、次のとおり平成二十年度職業訓練指導員試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第四十五条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十年八月二十九日

秋田県知事 寺田 典城

一 試験の日時及び場所

- (一) 日時
平成二十年十一月十四日(金)午前九時
- (二) 場所
秋田市向浜一丁目二番一号
秋田技術専門学校職業訓練センター
- 二 実施免許職種
 - (一) 学科試験を実施する免許職種
機械科
 - (二) 学科試験の科目のうち指導方法のみを実施する免許職種
建築科
- (一)以外の職業能力開発促進法施行規則別表第十一に規定する免許職種

- 三 試験科目
 - (一) 学科試験を実施する免許職種の試験科目
 - (二) 学科試験のうち指導方法のみを実施する免許職種の試験科目

建築科	機械科	免許職種	学 科 試 験 の 科 目
一 指導方法 機械科の指導方法に掲げる科目と同じ。	一 指導方法 (一) 職業訓練原理 教科指導法 (二) 訓練生の心理 生活指導 (三) 職業訓練関係法規 二 関連学科 (一) 系基礎学科 (1) 機械工学(機械要素 機構と運動) 材料(材料力学 金属材料 非金属材料 潤滑油及び切削剤) (2) 工作法(NC工作法 機械工作法 ジグ 工具) (4) 測定法(測定及び試験機器 測定法 形状測定 材料試験) (5) 安全衛生(安全管理 衛生管理) (二) 専攻学科 (1) 加工法(切削加工法 研削加工法 金型工作法 精密加工法) (2) 機械製図(機械製図法 機械設計法 テクニカルイラストレーション)		

資 格	必要とする実務経験年数
免許職種に関し、一級、単一等級又は二級技能検定に合格した者	不 要
長期課程の指導員訓練を修了した者	一年以上
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	一年以上
免許職種に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者	二年以上
免許職種に関し、専修訓練課程の普通職業訓練を修了した者	三年以上
免許職種に関し、短期課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が七百時間以上のものを修了した者	一年以上
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	一年以上

学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	二年以上
学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	三年以上
学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者	五年以上
厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校において、次のとおり免許職種に関する学科を修めて卒業した者	
(一) 専修学校の専門課程において修業年限が三年以上の免許職種に関する学科を修めた者	二年以上
(二) 専修学校の専門課程において修業年限が二年以上の免許職種に関する学科を修めた者	三年以上
(三) 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が三年以上の免許職種に関する学科を修めた者	三年以上
(四) 専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が二年の免許職種に関する学科を修めた者	四年以上
免許職種に関する実務経験のみの者	八年以上
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	不要
ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)によるボイラー溶接士免許を有する者	不要
建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)による建設機械施工の技術検定の合格証明書を有する者	不要
高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四十四号)による第一種冷凍機械責任者、第二種冷凍	不要

機械責任者又は第三種冷凍機械責任者の免状を有する者	不要
電気事業法施行規則(昭和四十年通商産業省令第五十一号)による第一種ボイラー・タービン主任技術者又は第二種ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	不要
電気事業法施行規則による第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者の免状を有する者	不要
航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十四年通商産業省令第五十二号)による改正前の航空機製造事業法施行規則(昭和二十九年通商産業省令第五十二号)による電気機器国家試験の合格証を有する者	不要
エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)によるエネルギー管理士免状を有する者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則(昭和五十九年通商産業省令第十五号)第二十九条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士研修を修了した者に限る。)	不要
電波法(昭和二十五年法律第三十一号)による第一級陸上無線技術士若しくは第二級陸上無線技術士若しくは第一級アマチュア無線技術士若しくは第二級アマチュア無線技術士の免許を有する者	不要
航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令(昭和四十八年通商産業省令第七十一号)による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者	不要
自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)による一級四輪自動車整備	不要

士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級三輪自動車整備士、二級二輪自動車整備士又は自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	不要
航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験の合格証を有する者	不要
航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	不要
建築士法(昭和二十五年法律第二百二二号)による一級建築士又は二級建築士の免許を有する者	不要
エネルギーの使用の合理化に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第二十九条の表の試験区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる熱分野専門区分のエネルギー管理士研修を修了した者に限る。)	不要
測量法(昭和二十四年法律第八十八号)による測量士又は測量士補の試験の合格証書を有する者	不要
ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士又は一級ボイラー技士の免許を有する者	不要
電波法による第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士若しくは第三級総合無線通信士又は航空無線通信士の免許を有する者	不要
医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)による医師国家試験、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二二号)による歯科医師国家試験又は獣医	不要

師法(昭和二十四年法律第八十六号)による獣医師国家試験の合格証書を有する者及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)による臨床検査技師の免許を有する者	公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者及び商工会議所法(昭和二十八年法律第百四十三号)に基づいて商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する一級又は二級の技能の検定の合格証書を有する者	情報処理技術者試験規則(昭和四十五年通商産業省令第五十九号)の規定によるシステム監査技術者試験、アプリケーションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験若しくは第一種情報処理技術者試験又は情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令(平成六年通商産業省令第一号)による改正前の情報処理技術者試験規則による情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験若しくはオンライン情報処理技術者試験の合格証書を有する者	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)による建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	不要	不要	不要	不要
---	--	---	---	--	----	----	----	----

この表に掲げる者のほか、職業能力開発促進法施行規則の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格(昭和四十五年四月一日労働省告示第十七号及び昭和六十三年四月八日労働省告示第三十八号)に定める者

次のいずれかに該当する者は、受験できない。

(一) 成年被後見人又は被保佐人

(二) 禁こ以上の刑に処せられた者

五

(三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

実技試験及び学科試験の免除

実技試験及び学科試験の全部又は一部免除を受けることのできる者は次のとおりとする。

免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関する、職業能力開発促進法による技能検定一級又は単一等級に合格した者(ただし、電子回路接続及びバルコニー施工は除く。)	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科	実技試験の全部
他の免許職種の職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科(当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科
免許職種に関する、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法	学科試験のうち指導方法	学科試験のうち指導方法
免許職種に関する、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科フト科、建築	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科フト科、建築	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科フト科、建築

実施職種

試験のうち関連学科)に合格した者

物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては学科試験のうち関連学科)

実施職種	試験のうち関連学科)に合格した者	物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては学科試験のうち関連学科)
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科	学科試験のうち関連学科
免許職種に関する、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科	学科試験のうち関連学科
免許職種に関する、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科	学科試験のうち関連学科
学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科	学科試験のうち関連学科
職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	同表の免除の範囲の欄に掲げる試験	同表の免除の範囲の欄に掲げる試験

六

(一) 受験申込みに必要な書類

(二) 添付書類

(1) 受験資格を有することを証明する書面の写し 一通

(2) 写真(申請前六月以内に脱帽で上半身を正面から撮影したもの) 一枚

(3) 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、五の表に

七 受験申請用紙の交付
 (一) 期間
 平成二十年九月二十二日(月) から同年十月二日(木) ま
 で

(二) 場所

交付場所	所在地
産業経済労働部雇用労働政策課	秋田市山王三丁目一番一号(県庁第二庁舎三階)
秋田県立鷹巣技術専門校	北秋田市綴子字街道下百九十一番地
秋田県立秋田技術専門校	秋田市新屋町字砂奴寄四番地ノ五十三
秋田県立大曲技術専門校	大仙市大曲川原町二番三十号
鹿角市地方職業能力開発協会	鹿角市尾去沢字上山二百十四番地
大館市北鹿職業訓練協会	大館市有浦三丁目六番二十二号
北秋田職業訓練協会	北秋田市花園町十五番一号
能代職業訓練協会	能代市扇田字柑子畑一番二十号
本荘市利職業訓練協会	由利本荘市石脇字田尻三十番地
大曲市北職業訓練協会	大仙市大曲町三番一号
横手市地方職業能力開発協会	横手市前郷字下三枚橋百六十七番地

八 受験申請書の受付
 (一) 期間
 土曜日、日曜日を除いた、平成二十年九月二十二日(月) から同年十月二日(木) まで
 (二) 場所
 郵送による交付を希望する者は、百四十円切手を貼り付けた返信用封筒(角型二号) にあて先を明記し、産業経済労働部雇用労働政策課へ申し込むこと。

受付場所	所在地

校	産業経済労働部雇用労働政策課	秋田市山王三丁目一番一号(県庁第二庁舎三階)
秋田県立鷹巣技術専門校	北秋田市綴子字街道下百九十一番地	
秋田県立秋田技術専門校	秋田市新屋町字砂奴寄四番地ノ五十三	
秋田県立大曲技術専門校	大仙市大曲川原町二番三十号	

九 受験手数料

(一) 額
 学科試験 三千百円

(二) 納付方法

受験申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。ただし、納付された手数料は、申請を取り消した場合でも返還はしない。

十 合否判定の基準

(一) 指導方法、系基礎学科及び専攻学科のすべてについて、満点の六割以上の得点があり、かつ、系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについて満点の五割以上の得点がある場合は合格とする。

(二) 指導方法について満点の六割以上の得点がある場合(一)に該当する場合を除く。)は、指導方法に限り合格とする。

(三) 系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目のすべてについて満点の五割以上の得点がある場合(一)に該当する場合を除く。)は、当該学科に限り合格とする。

十一 その他

(一) 試験結果の発表
 平成二十年十二月十一日付け書面を発送し、受験者に通知する。

(二) 試験についての問い合わせ先
 産業経済労働部雇用労働政策課
 (電話〇一八―八六〇―二三三二)

秋田県告示第三百七十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定に基づき、告示する。
 平成二十年八月二十九日

秋田県知事 寺田典城

一 起業者の名称 由利本荘市
 二 事業の種類 笹子公民館建設事業
 三 起業地

(一) 収用の部分 秋田県由利本荘市鳥海町上笹子字下野地内
 (二) 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

平成二十年七月二十三日付けで由利本荘市より申請のあった笹子公民館建設事業(以下「本件事業」という。)に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(一) 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について
 本件事業は、社会教育法(昭和二十四年六月十日法律第二百七号。以下「法」という。)第二十一条第一項に掲げる市町村が設置する公民館の建設に関する事業に該当する。
 このため、本件事業は、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

(二) 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について
 由利本荘市は平成二十年度一般会計予算において、本件事業に関する必要な財源措置を講じている。
 このため、本件事業は、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

(三) 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について
 (1) 得られる公共の利益
 本件事業は、法第二十条の目的のため、由利本荘市が同市鳥海町笹子地区に新たに公民館を建設する事業である。
 現存する笹子公民館は、昭和四十三年に建築され、これまで二度の増築を行い地域住民の生涯学習や健康の増進などの場として活用されてきた。
 しかしながら、近年は経年劣化による施設の老朽化に伴う維持修繕のための費用が増えてきており、加えて敷地が狭いため、冬期間の除排雪スペースや駐車場の確保などに支障をきたしている。また施設内の配置や段差、トイレ設備などは高齢者や障害者に配慮された構造となっていない。

このため、駐車場や除排雪に必要なスペースを確保すると共に、すべての人びとに利用しやすいユニバーサルデザインの理念を取り入れた施設を整備しようとするものである。
 本件事業の完成により、地域住民にとってより利便性の高い公民館の整備が図られ、多くの地域住民の社会教育活動が活発となり、生活文化の振興、社会福祉の増進が図られるものと認められる。

以上のとおり、本件事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び秋田県環境影響評価条例（平成十二年条例第三十七号）による環境影響評価が義務づけられた対象事業には該当しない。

また、本件事業の工事に当たっては、周辺の動植物や建物、歩行者、自動車などの交通の安全に最大限配慮するものとしている。

以上のことから、自然環境、生活環境に与える影響は少ないものであり、失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) 複数案の検討

本件事業の施行に当たっては、申請案のほか、由利本莊市島海町上笹子字下野地内の現存する笹子公民館及びその隣接地に整備する案と同市島海町上笹子字塚台地内の道の駅島海臨時駐車場の隣接地に整備する案とがあるが、

ア 様々な交通手段による利用者の利便性

イ 周辺の環境への影響や土地の利用に関する規制

ウ 事業費の総合的な経済性

等の基準により三案を比較検討したところ、いずれにおいても申請案が優れており、本件事業の起業地は最も適当である

であると認められる。

(4) 事業計画の合理性

(1) で述べた得られる公共の利益と(2) で述べた失われる利益を比較衡量すると、本件事業の実施により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3) で述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

(四) 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

(1) 事業を早期に施行する必要性

(三) で述べたように、現存する笹子公民館は、老朽化などにより必要とされる機能が低下しており、できるだけ早期に新たに建設する必要がある。

このため、由利本莊市では、由利本莊市総合発展計画（平成十八年三月策定）において、豊かな心と文化を育むまちづくりを基本計画の一つとして位置づけるとともに、その施策、具体的事業として本件事業を明記している。

よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本体工事に係る起業地の範囲は、公民館、駐車場、その他冬期間の除排雪などを想定したスペースとして必要最小

限の範囲と認められる。

さらに、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

(3) 以上にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

(五) 結論

(一) から(四) までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

所

由利本莊市 教育委員会 島海教育学習課

秋田県告示第三百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成二十年八月二十九日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
			揚の下岩脇線	北秋田市七日市字品類園ノ内二七番地先から品類家ノ上三二番一地先まで	五・〇〇〇～一〇・〇〇〇	〇・六四五
			揚の下岩脇線	〃	六・〇〇〇～一九・〇〇〇	〇・六四五

二 供用開始の期日 平成二十年八月二十九日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年八月二十九日から同年九月十一日まで

秋田県告示第三百七十四号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八

条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、公告する。

平成二十年八月二十九日

- 一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者 秋田県知事 寺田典城
- こまち農業協同組合

二 農地保有合理化事業の種類

農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号、第二号、第三号及び第四号に掲げる事業

三 変更内容

農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の改正に伴う農用地等の売渡し等の相手方に係る要件の変更等

四 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日 平成二十年八月二十一日

公 告

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成二十年八月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

Table with 7 columns: 番号, 所在地, 地目等, 面積(㎡), 予定価格(円), 一 入札に付する物件の所在地、面積等. Rows include 能代市中和, 能代市中和, 能代市中和, 能代市中和, 能代市中和, 能代市中和, 能代市中和.

Table with 3 columns: 六, 七, 八. Columns contain: 住吉町二三番一, 大仙市大曲, 大仙市大曲, 宅地, 宅地, 宅地, 二四一・九七, 二四一・九八, 二四一・九七, 八、〇六〇、〇, 七、七四〇、〇, 八、二〇〇、〇.

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

Table with 4 columns: 番号, 場 所, 期 間. Rows include 一〇三, 二一六二〇三, 〇一八四一, 〇一八四一, 〇一八四一.

Table with 2 columns: 六〇八, 班. Contains: (電話)〇一八七七一六, 三二五二二三, (日曜日、土曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

Table with 4 columns: 番号, 場 所, 日 時. Rows include 一, 二, 三, 四, 五, 六.

四 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第百六十七條の四の規定に該当する者を除く。)

五 入札参加申込みに必要な書類等

(一) 個人の場合
印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
(二) 法人の場合
法人の登記事項証明書

六 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効
 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第六十六
 六条に規定するところによる。
 なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

八 予定価格
 秋田県財務規則附則第七項の規定に基づき普通財産等の売却
 契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領
 により公表する。

九 その他

詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課（電話〇一八―八
 六〇―二七三六）に照会のこと。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一

項の規定により、平成二十年七月一日から同月三十一日までの間
 に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の第二
 一項の規定に基づき、告示する。
 平成二十年八月二十九日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
阿部のりひこ後援会	佐藤 一平	佐藤 正人	仙北市西木町門屋字六本杉六十七―三	平成二十年七月七日
斉藤てつろう後援会	北嶋 雄一	金 昶治	南秋田郡八郎潟町浦大町字天道田百三十六番地	平成二十年七月十日
小林はじめ後援会	戸沢 藤彦	深井 源八郎	南秋田郡大潟村字西二―二―三十二	平成二十年七月十一日
八郎潟町の活性化をめざす会	小柳 清忠	村井 昇	南秋田郡八郎潟町字中田七―四	平成二十年七月十八日
畠山さくお後援会	伊藤 敦朗	佐々木 一男	南秋田郡八郎潟町字下川原十四―三	平成二十年七月二十二日

秋選管告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規
 定により、平成二十年七月一日から同月三十一日までの間に次の

政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同
 法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成二十年八月二十九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	政治団体の名称	代表者	
今川雄策後援会	今川雄策後援会	藤原 キリ	平成二十年七月八日
秋田県農協政治連盟	澁川 喜一	澁川 喜一	平成二十年七月二十二日

秋田県山田としお後援会	代 表 者	木村 一 男	澁 川 喜 一	平成二十年七月二十二日
佐竹のりひさ後援会	代 表 者	鈴木 憲	加 藤 重 夫	平成二十年七月二十三日
高橋ひろと後援会	会 計 責 任 者	加 藤 瑞 晶	加 藤 秀 美	平成二十年七月二十四日
八柳ゆうこう後援会	主たる事務所の 所在 地	南秋田郡八郎潟町字大道六十一番地	南秋田郡八郎潟町字中田六十一三	平成二十年七月三十日
	代 表 者	石 井 大 太 郎	斉 藤 忠 治	

秋選管告示第七十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成二十年七月一日から同月三十一日までの

間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成二十年八月二十九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解 散 年 月 日	届 出 年 月 日
阿部のりひこ後援会	佐 藤 一 平	平成二十年五月二十日	平成二十年七月七日
阿部久夫後援会	柴 田 与 助	平成二十年七月七日	〃
すが義偉ふるさと後援会	菅 義 雄	平成二十年七月一日	〃
遠藤ただひろ後援会	伊 藤 秀 司	平成二十年四月三十日	平成二十年七月十日
斉藤啓一後援会	成 田 一 夫	平成二十年四月一日	平成二十年七月十四日
柿崎孝一後援会	廣 田 長 壽	平成二十年五月七日	平成二十年七月十五日

秋選管告示第七十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成二十年八月二十九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書
報告書の要旨
一 収入及び支出のある団体
(1) その他の政治団体
政治団体の名称 阿部のりひこ後援会(平成18年分)

報告年月日 平成20年7月7日
収入・支出の総額 246,595円
(ア) 収入総額 〇円
前年からの繰越額 246,595円
本年の収入額 246,595円
(イ) 支出総額 246,595円

イ 収入・支出の内訳
 (ア) 収入の内訳
 寄附 246,595円
 個人からの寄附 246,595円
 合 計 246,595円

【寄附の内訳】

個人からの寄附
 阿部 則比古 246,595円 仙北市

(イ) 支出の内訳

経常経費 57,280円
 光熱水費 7,280円
 事務所費 50,000円
 政治活動費 189,315円
 機関紙誌の発行その他の事業費 189,315円
 宣伝事業費 189,315円
 合 計 246,595円

政治団体の名称 **すが義偉ふるさと後援会** (平成20年分)

報告年月日 平成20年7月7日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 28,968円
 前年からの繰越額 28,968円
 本年の収入額 0円

(イ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳 28,968円
 (ア) 収入の内訳
 (イ) 支出の内訳
 経常経費 28,968円
 備品・消耗品費 18,968円
 事務所費 10,000円
 合 計 28,968円

2 収入及び支出のない団体
 (1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
阿部のりひこ後援会 (平成19、20年分)	平成20年7月7日
阿部久夫後援会 (平成18、19、20年分)	〃
遠藤ただひろ後援会 (平成20年分)	平成20年7月10日

斉藤啓一後援会 (平成20年分)	平成20年7月14日
柿崎孝一後援会 (平成20年分)	平成20年7月15日

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第8号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年8月29日

秋田県公安委員長 芳賀京子

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則(昭和39年秋田県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第11条第4号中「交通の頻繁な」を削り、「【において】」の次に「、携帯電話用装置を通话若しくは操作のため使用し、同装置の画像を注視し」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改め、「方法」の次に「又はヘッドホン若しくはイヤホンを使用して両耳をふさぐ等周囲の音が十分に聞こえないような状態」を加える。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
松原繁雄